

高校生スキルアッププログラム実施要項

1 目 的

学校外学修への積極的な取組とレポート作成によって、高校生の知識や経験の幅を広げるとともに、社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目的とする。

2 主 催

青森県総合社会教育センター（以下「社会教育センター」という。）

3 内 容

高校生スキルアッププログラム（以下「プログラム」という。）は、学校外学修の機会に関する情報提供を行うとともに、学校外学修に積極的に関わり、所定の基準を満たした高校生に「高校生スキルアップ奨励証」（以下「奨励証」という。）及び「高校生スキルアップ認定証」（以下「認定証」という。）を交付するものである。

(1) 対象高校生

幅広い知識や社会性を身に付けるとともに、企画力や行動力、プレゼンテーション能力等のスキルの向上を望む高校生を対象とする。

(2) 参加申込み

参加を希望する高校生は、「高校生スキルアッププログラム参加申請書」（各校の様式による、参考様式あり）を在籍校の校長に提出し、校長はこれを「高校生スキルアッププログラム参加申請者一覧〔様式1〕」により、取りまとめる。

「高校生スキルアッププログラム参加申請書」は各高等学校で保管し、「高校生スキルアッププログラム参加申請者一覧〔様式1〕」は社会教育センターへ電子媒体で提出すること。

(3) 対象となる学校外学修

このプログラムの対象となる学校外学修については、放課後、週休日、長期休業中等に実施されるものとし、原則として、生徒自らが情報収集するものとする。（学習的・教養的な内容であれば可。）

なお、社会教育センターからも情報提供する。

(4) 学校外学修の実施

このプログラムに参加する高校生は、各自学校外学修を選択し、学校外学修1回につき1枚、「高校生スキルアッププログラム学校外学修のレポート〔様式2〕」を作成すること。

(5) 学校外学修の単位数

学校外学修1回ごとに単位数を定め、概ね1時間の学修をもって1単位とする。

(6) 認定交付

ア 奨励証の交付

(ア) 申請

a 単位数の累計が20単位以上となった高校生は、奨励証の交付を申請することができる。

b 奨励証の交付を希望する高校生は、「高校生スキルアップ奨励証交付申請書〔様式4〕」に「高校生スキルアッププログラム学校外学修のレポート〔様式2〕」、「高校生スキルアッププログラム学校外学修・振り返りのまとめ〔様式3〕」を添えて在籍校の校長に提出し、校長はこれを取りまとめの上、社会教育センターに提出すること。

(イ) 認定

社会教育センターは、提出されたレポート等を審査し、適当と認めた場合に社会教育センター所長名により奨励証を交付する。

イ 認定証の交付

(ア) 申請

- a 単位数の累計が35単位以上となった高校生は、認定証の交付を申請することができる。
- b 認定証の交付を希望する高校生は、「高校生スキルアップ認定証交付申請書[様式4]」に「高校生スキルアッププログラム学校外学修のレポート[様式2]」、「高校生スキルアッププログラム学校外学修・振り返りのまとめ[様式3]」を添えて在籍校の校長に提出し、校長はこれを取りまとめの上、社会教育センターに提出すること。

(イ) 認定

社会教育センターは、提出されたレポート等を審査し、適当と認めた場合に青森県教育委員会教育長名により認定証を交付する。

ウ あおもり県民カレッジ認定証の交付

(ア) 申請

- a 単位数の累計が100単位以上となった高校生は、あおもり県民カレッジ認定証の交付を申請することができる。
- b あおもり県民カレッジ認定証の交付を希望する高校生は、「あおもり県民カレッジ認定証交付申請書[様式5]」に必要事項を記入の上、「高校生スキルアッププログラム学校外学修のレポート[様式2] 写し」を添えて在籍校の校長に提出し、校長はこれを取りまとめの上、社会教育センターに提出すること。

(イ) 認定

社会教育センターは、提出されたレポートをあおもり県民カレッジへ審査を依頼し、適当と認めた場合に県民カレッジ学長（青森県知事）名により認定証を交付する。

4 その他

(1) 学校担当者の配置

高等学校においては、プログラムの担当教員を置くこと。

(2) 保険への加入

このプログラムに参加する高校生は、必要に応じて賠償責任保険等に参加すること。

(3) 事業の実施に当たっての詳細は、「実施マニュアル」に定めることとする。

(4) あおもり県民カレッジへの入学

本プログラムは、「あおもり県民カレッジ」の仕組みを利用して運営するため、本プログラム参加生徒は、あおもり県民カレッジ学生とする。

附 則

この要項は、平成22年4月 1日から施行する。
この要項は、平成23年4月 1日から施行する。
この要項は、平成24年5月 1日から施行する。
この要項は、平成25年4月22日から施行する。
この要項は、平成27年4月 9日から施行する。
この要項は、平成28年4月 1日から施行する。
この要項は、平成29年4月 1日から施行する。
この要項は、平成30年4月17日から施行する。
この要項は、令和 3年6月 2日から施行する。